

續次 同 平十二日 四日
發止 即休十月十一日三十日

友樂館（刺畫常設館）従業員職單錄

詳書後四八三號

法人對隨會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

友樂館従業員解雇紛議

- 一、名 稱 友樂館（映畫常設館）
- 二、所 在 地 福岡市東中洲
- 三、事 業 主 岩崎元次郎（個人經營）
- 四、紛議發生事情

經營主が多額の負債を有し財政窮迫の爲其の活動館建物並に同敷地を擔保に融資を受くるに當り内部改革の名の下に十一月三十日突如従業員中支配人以下七名の解雇申渡をなしたるに對し一同結束して解雇反對を唱へたのである。

五、紛議の經過並に解決狀況

經營主は解雇手當一人當貳百圓宛支給して解雇せんとしたのであるが、被解雇者一同結束して反對を叫び且つ十二月三日迄解雇猶豫を要望した。